

国東市では特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入などに最大1万円を補助します！



国東市では、高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害にあう事を未然に防ぐため、特殊詐欺等防止機能付き電話機を購入等した際の費用の一部を補助します！

補助金額

- 対象電話機等の購入や設置に要した額に対して、上限10,000円（※消費税含む）

補助対象者（※以下の要件をすべて満たす方）

- 市内に住所を有し、かつ、居住している方
- 補助金を申請した日において、満60歳以上の方
又は満60歳以上の方と同一の世帯に属する方
- 暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- 同一世帯に属する方が、市税を滞納していないこと

申請方法（※1世帯につき1回限りです）

- 下記の書類と通帳（申請者名義のもの）、印鑑を持参し申請窓口におこしてください。
 - ① 国東市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書※申請窓口備え付け
 - ② 購入した特殊詐欺等防止機能付き電話機等の領収書の写し
※（申請者宛ての、商品名、金額、領収日、販売店の押印があるもの。レシート不可。）
 - ③ 購入した特殊詐欺等防止機能付き電話機等の機能が確認できる書類の写し
 - ④ 口座振込依頼書 ※申請窓口備え付け
- ※ 申請者名、領収書のあて名、口座の名義が一致していることをご確認ください。

申請期限

- 令和9年1月末

申請窓口

- 国東市役所 本庁 危機管理課 各総合支所 地域振興課

注意事項

- 特殊詐欺等防止機能付き電話機等を購入してから6ヶ月以内に申請を行ってください。
- 令和8年4月1日以降に購入した電話機等が対象です。
- 予算の範囲内において補助事業を行います。予算がなくなり次第、終了します。

問合せ先

- 国東市役所 本庁 危機管理課 電話番号：0978-72-5180